

和泉市交際費の支出基準等に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、和泉市交際費(以下「交際費」という。)の公正かつ適正な執行を期するため、支出の基準等について、必要な事項を定めるものとする。

(交際費)

第2条 交際費とは、市長等が市を代表し、行政の円滑な運営を図るため外部との交際に必要と認める場合に、予算の範囲内で支出する経費をいう。

(交際費の支出)

第3条 交際費の支出については、その相手方及び内容等が相当であり、社会通念上妥当であると認められる金額の範囲内において行うものとする。

(交際費の支出範囲)

第4条 交際費の支出範囲については、次の各号のとおりとする。

- (1) 折衝接遇経費 市政運営を図るうえで必要な折衝及び儀礼的接遇を行うための経費
 - (2) 儀礼的経費 市政関係者に対する社会的習慣に基づく儀礼を行うための次の経費
 - ア 慶祝に係る経費
 - イ 弔意に係る経費
 - ウ 見舞いに係る経費
 - (3) 賛助的経費 市内の公共的団体等が主催する行事等に係る次の経費
 - ア 総会、懇親会又は意見交換会の会費又は会費相当の支出に係る経費
 - イ 周年等を記念しての祝賀行事の会費又は会費相当の支出に係る経費
- 2 前項に掲げるもののほか、市政運営上、特に必要と市長が認める経費については、支出することができる。

(支出限度額)

第5条 前条の支出の限度額は、別表のとおりとする。

(交際費の見直し等)

第6条 市長は、交際費支出の内容や支出額が市民感覚とかけ離れることなく、また、社会経済状況等の変化を十分考慮したうえで、この内規の適正な運用に努め、

必要に応じて見直し等の措置を講じるものとする。

(その他)

第7条 この内規に定めるもののほか、この内規の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

別表(第5条関係)

支出項目		支出限度額	主な支出内容
折衝及び儀礼的 接遇の経費		1件 20,000円	公共的団体、機関等の関係者及び市表敬訪問者等との折衝に要する経費並びに接遇に要する経費
儀礼的 経費	慶 祝	1件 20,000円	お祝い等に要する経費
	弔 意	1件 20,000円	香典、供花料等に要する経費
	見舞い	1件 20,000円	病気、災害、事故等の見舞いに要する経費
賛助的経費		1件 20,000円	公共的団体等が主催する総会、懇親会、周年事業、記念行事等に要する会費又は会費相当分の経費
その他の経費		社会通念上妥当と認められる金額又は実費相当額	市政運営上、特に重要なものであると判断することができ、市長が必要であると認める経費